

会議開催結果

1 会議の名称	令和2年第1回砥部町都市計画審議会
2 開催日時	令和2年8月20日（木） 14時00分～
3 開催場所	砥部町役場 2階 大会議室
4 審議等事項	第1号議案 審議会の役割について 第2号議案 砥部町景観計画について（諮問）
5 出席者名	【出席者】 会長 羽鳥 剛史（愛媛大学社会共創学部） 委員 松永 公一（砥部町区長会会長） 壽野 春幸（砥部町商工会副会長） 大内 広志（砥部町農業委員会会長） 政岡 洋三郎（砥部町議会議長） 井上 洋一（砥部町議会副議長） 森永 茂男（砥部町議会産業建設常任委員会委員長） 越智 淳志（愛媛県中予地方局建設部建設企画課長） 【欠席者】 なし 【事務局】 建設課 門田 作、古川 浩二、野澤 勇一
6 公開又は非公開の別	公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人
9 所管課	砥部町建設課 管理係 電話962-6010（内線272）

令和 2 年第 1 回砥部町都市計画審議会会議録

発言者	発言内容
事務局	開会宣言
町長	委嘱状の交付（代表して羽鳥剛史委員。他の委員は机上に配置）
全員	自己紹介
町長	<p>あいさつ</p> <p>本日の議題は砥部町景観計画についてでございますが、景観計画の特徴として区域を設定し、一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定めることとなります。今回、景観計画の区域が砥部町全域で都市計画区域内も含むことから、審議会の皆様のご意見をお伺いし、意見を取りまとめたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。</p> <p>【会長選任】 事務局推薦により羽鳥剛史委員を会長に選任</p> <p>【町長諮問】 町長から羽鳥委員へ諮問書の提出</p>
会長	<p>あいさつ</p> <p>微力ではございますがどうか、よろしくお願い申し上げます。本日の議事である砥部町景観計画にかかる案件につきましては、景観法第 9 条第 2 項に景観計画を定めようとするときは都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聞かなければならないとなっており、町長より本審議会の意見を求められていますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に議事録署名人に松永公一委員・政岡洋三郎委員を指名します。</p> <p>【議事】 それでは、議事に移ります。第 1 号議案 審議会の役割についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	第 1 号議案 審議会の役割について概要説明（資料 1～3）

<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>それでは異議なしということで第1号議案につきましては原案どおり承認とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案 砥部町景観計画について(諮問)事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第2号議案 砥部町景観計画について(諮問)概要説明 (資料4、砥部町景観計画～とべのいろどり～)</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>P6届出の対象行為というのがありますが、建築物高さ15mまたは建築面積1,000㎡を超えるものについて審査対象とするとなっておりますが、いつから実施ということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>条例が制定されて、予定では来年4月からを目標にしております。12月議会に条例案を上程し、承認されましたら周知期間を含めて4月1日から施行ということにしております。</p>
<p>委員</p>	<p>景観の審議ということですが、建物の色とかが審議の対象になるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>具体的に事例を挙げさせてもらいますと、ドラッグストアやピンク色の建物の届け出があった場合に、景観法で規制をし、もう少し薄い色にしてくださいといった勧告を行うこととなります。</p> <p>砥部町景観計画(とべのいろどり)のP70に色彩の設定(マンセル表色系)があり、この色に合う中で収まるように色を設定していただくこととなります。また、届出の基準となる面積は1,000㎡以上ということで、一般の住宅には全く影響がなく、大きな建築物を建てるときに景観的に皆さんの目に触れるということで、色の制限をかけるようにしております。</p>

委員	<p>分かりました。来年4月からということなのですが、千足地区にスーパーとマンションの建設についての話がありますが、これがだいたい1,000㎡を超えるということで、このことがどうかと思ってお聞きした次第です。</p>
事務局	<p>先程委員さんが言われておりましたスーパーとマンションの件についてですが、条例の施行日が今の予定では4月1日からとしておりますので、それより前であればこの景観条例には該当しないこととなります。それ以降であれば届出が必要となり、役場で審査するようになります。時期によっていつになるかですが、聞くところによるとまだ境界査定をしたばかりということで、まだまだ時間がかかりそうな感じですが、施行日までに開発許可の申請が出ておれば、この規制の対象外になりますので、ご承知おきをいただけたらと思います。</p>
委員	<p>はい。分かりました。</p>
委員	<p>先程のことに関連して規制対象は色彩だけですかね。P64には緑化や外構といった項目がありますが、そういったところも審査の対象や基準になるのですか。</p>
事務局	<p>そうです。P65の真ん中の段、大きな建築物の場合、アンテナを隠れるようなデザインにしてもらったり、P66山なみが幹線道路から見えるようにしたり、鉄塔等も山なみの眺望を妨げないように山頂への配置を避けるといった工夫が必要になってきます。</p>
委員	<p>景観計画検討委員会のメンバーは誰がいますか。</p>
事務局	<p>景観計画のメンバーは、大学教授（2名）、商工会、観光協会、文化協会、建築士会、農業委員会、区長会、中学校教諭、広田地区地域審議会、商工観光課長、社会教育課長が構成委員になっております。</p>
委員	<p>都市計画法でやられるのはどこの市町も同じようなことをされているのですか。砥部だけがしているのではないと思いますが。私が心配するのはどこの市町も同じ縛りだどどこも同じ状況になり、地域の特性を出すことができないのではないかと危惧しております。</p>
会長	<p>景観計画を読ませてもらっていると、丁寧に地域ごとに調べて、それぞれの特徴もつかまれていると、エリアの特性を活かした計画ではないかと思えます。ど</p>

事務局	<p>うしてもこのような計画は抽象的にならざるを得ないと思いますが、課題も抽出されておりますし、それぞれのエリアの地域の特性を捉えた意欲のある計画と拝見させていただきました。</p> <p>ご意見を頂いたとおり、景観計画の計画書のフォーマットや構成はどこの市町も同じような記載内容ですが、表現などは地域の特性を取り込まれているなど感じております。これからこの計画をどのように運用するかは、これからの審議会においてどのような手腕を発揮するかや、今後のやり方に大きく依存するのではないかと感じております。</p> <p>事務局から何か補足することはありますか。</p> <p>地域の特徴を活かす場合は、重点地域という小さな範囲（エリア）を絞って指定するということがこの景観計画の手法であります。第1段階で全体エリアを定め、第2段階として地域を絞るといったやり方です。</p> <p>松山市さんは、最初から地域ごとに小さなエリアがいくつかあって、個別に小さな計画を作成し、基準を絞って対応されております。具体的には、ロープウェイ街や道後地区を個別に指定されており、商店街を綺麗にすることや、松山城の眺望を良くするといった方法で看板を規制したりしています。</p> <p>また、内子さんは街並み保存といったことで特に厳しく規制しており、指定した色以外は認めないといった形でやっております。</p> <p>第1段階としては、他の市町とは変わりがない計画になっておりますが、第2段階として、各地域・商工会や商店街の意見を聞きながら、各区から要望があれば個別の指定をしたり、重要建物や樹木を残したいといった意見があれば、地域指定をして周りの景観を良くしていくといったことを考えております。</p>
会長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>質疑を終わります。採決をいたします。</p> <p>第2号議案 砥部町景観計画について（諮問）は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なしとの声）</p> <p>ご異議ありませんので、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、その他の議案として都市計画に関連する事項について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>（特になしとの声）</p>

会長	<p>それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、審議会を閉会いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">（14時40分終了）</p>
----	--